

# GSS ジャンボリー IN SUZUKA 大会規則書

## 第1章 総則

GSS ジャンボリー IN SUZUKA は、FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれに準拠した鈴鹿サーキットの規則ならびに本大会規則書に則り開催される走行会行事である。

### 第1条 大会の名称

GSS ジャンボリー IN SUZUKA

### 第2条 種目

四輪自動車による、鈴鹿サーキットフルコース走行会。

### 第3条 開催場所

鈴鹿サーキットフルコース(5.807km)

### 第4条 開催日および受付期間

GSS ホームページにおいて、通知する。

### 第6条 参加車両

本走行会に参加が認められる車両は、道路運送車両の保安基準に適合した車両、もしくは別に規定する車両とする。

2023年よりオープンカーは4点以上のロールバー・4点以上のシートベルト・JAF または FIA フルフェイスヘルメットの装着を義務付けとする)

### 第7条 走行フォーマット

本走行会における走行フォーマットは、以下に示す通りとする。

走行区分:フリー走行

走行時間:25分 × 2本

1本目の走行では、マーシャルカーによる先導走行が実施される。

(先導周回数は、ブリーフィング時に通知される。)

2本目の走行は、原則フリー走行として実施される。

## 第8条 先導走行

- 1) 1回目の走行開始時に慣熟走行のためマーシャルカー先導による先導走行が実施される。
- 2) コースコンディション不良等の際にも、コースの安全を確保するためにマーシャルカーによる先導走行が実施されることもある。
- 3) 先導走行の際には同乗走行が許可される。
- 4) 先導走行終了の際は、マーシャルカーがピットロード入り口で停車し走行車両をピットレーンに誘導するので、その指示に従いピットロードに進入し、同乗者がいる場合には第23条第項第4号に規定するピット作業レーン(インナーレーン)で降車させること。

## 第9条 1セッションあたりの走行台数

フリー走行1セッションあたりの走行台数は、フルコース最大45台とする。

## 第10条 ドライビングマナーの判定

- 1) フリー走行中のドライビングマナーについては、JAF 国内競技規則10-20(審判員の任務)に基づいて監視される。
- 2) 審判員(走路)
  - FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項に関する判定。
  - FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 L 項第4章2. に関する判定。

## 第2章 参加者

### 第11条 ドライバーの資格

すべてのドライバーは、走行会当日有効な運転免許証を保有していなければならない。

### 第12条 ドライバーの装備品

ドライバーは、以下の項目に合致する装備品を使用しなければならない。

- 1) ヘルメット、レーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブ、バラクラバ(目出し帽)
  - JAF 国内競技車両規則第4編 細則 レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則 3. から7. のそれぞれの項目に合致した装備品の着用を強く推奨する。
- 2) FHR(HANS)システム
  - 頭部と頸椎の保護装置 FHR(HANS)システムについては、JAF 国内競技規則に従うこと。(FIA 国際競技規則付則 L 項第3章に定められたものに限られる)
  - FHR(HANS)システムは、可能な限り着用を推奨する。

### 第3章 参加申込み

#### 第13条 参加申込み

1)原則 WEB でのエントリーとする。

URL や申し込み方法については、GSS ホームページ(<https://www.gss.ms>)にて通知する。

2)参加申込用紙を用いた参加も受け付けるが手数料として2,200円(税込)を参加料に加算する。参加申込用紙で申込みの場合、必ず指定の参加申込用紙を用い、参加料及び手数料を同封のうえ、GSS 本部事務局あてに現金書留で郵送すること。

この場合、消印日を申込受付日とする。

3)参加受理書の発送もしくは発行を以って、参加手続きの完了とする。

4)すべての参加者は、下記の書類を GSS 本部事務局に提出しなければならない。

提出しない場合は、走行会への参加を認めない。

①走行会当日の年齢が成年に達している参加者は、本人の署名(認印)・捺印済みの誓約書・承諾書。ただし、WEB 申込の際に電子的に承諾した場合は、この限りではない。

②走行会当日の年齢が成年に達していない参加者は、下記2点の書類を提出すること。

・本人の署名(認印)・捺印と、親権者の署名・捺印(実印)済みの誓約書・承諾書

・親権者の印鑑証明書(走行会当日を含め3か月以内に発行されたもの)

5)第1項から第4項の規定に加え、走行会2週間前までに参加費の支払いが完了していない(確認できない)場合は、参加することができない。

6)第4条に基づく参加申込期間を過ぎての申込みについては、事務局が認めた場合にのみ受理されることがある。この場合、GSS 本部事務局の指定する方法により、その指定する期限までに申込み手続きが完了することを条件とする。なお、参加申込み期間を過ぎての申込みは追加手数料2,200円(税込み)が加算される。

#### 第14条 キャンセル規定

1)参加申込み後のキャンセル料については、以下の通りとする。

①参加申込み期間終了から入金締切日までのキャンセルについては、キャンセル料なしとする。

②入金締切日の翌日から受理書発送前までのキャンセルについては、キャンセル料2,200円(税込み)を申込者に請求するものとする。

③受理書発送後から大会当日(未受付、無断での不参加の場合も含む)のキャンセルについては、参加費全額を申込者に請求するものとする。

④第14条 1)①において参加者が参加費を振込済である場合、その返金については、原則口座振り込みによることとする。

振込手数料については、参加者の負担として振込手数料を差し引いた金額を返金する。

2)キャンセル連絡については、GSS ホームページからの問い合わせフォームによることとする。また、電話によるキャンセルは認められない。

3)キャンセル料は理由の如何を問わず発生する。また、キャンセル料の支払いが確認できない場合は以降の大会への参加受理を拒否することがある

#### 第15条 参加受理と参加拒否

- 1)参加申込者に対して、開催日14日前を目安に GSS 本部事務局から参加受理または参加拒否が通知される。入金締切日までに入金を確認できない場合、受理書は送付されない。
- 2)参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還されるが手数料として2, 200円(税込)を徴収する。返還については、第14条第1項第4号の規定が準用される。

#### 第16条 料金・手数料規定

- 1)本大会にて適用する料金・手数料については、以下による。
- 2)大会参加費 28, 000円(税込)
- 3)第13条第2項に規定するWEB 方式によらない申込に対する手数料 2, 200円(税込)
- 4)第13条第6項に規定する参加申込期間過ぎても申込に対する手数料 2, 200円(税込)
- 5)第14条第 1 項第2号に規定する参加申込期間終了から大会1週間前までのキャンセル料 2, 200円(税込)
- 6)第14条第1項第3号に規定する大会1週間前の月曜日から大会当日までのキャンセル料(不参加も含む) 第2項に規定する大会参加費の全額
- 7)料金・手数料については、経済情勢・関係する法令の変更等により改定することがある。

#### 第17条 参加受付

- 1)参加申込が正式に受理された参加者は、大会当日受付にて自署した受理書を提出することとする。
- 2)参加者は、受付終了後に開催されるブリーフィングに出席しなければならない。ブリーフィング終了後に、参加者に対して参加章およびゼッケンが交付される。
- 3)ブリーフィングに参加しない者の走行については、一切認めないこととし、未受講を理由とする再ブリーフィングも実施しない。
- 4)受付時に下記の書類を、提示もしくは提出しなければならない。
  - ①受理書
  - ②運転免許証
  - ③第13条第4項第1号ならびに第2号に規定する書類。

## 第4章 走行に関する規定

### 第18条 信号合図

- 1) 走行中の信号合図は、FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項に基づく旗信号及び補助的に合図する発光信号としてのライトパネルによって行われる。
- 2) 鈴鹿サーキットのライトパネルは、次の通り補助的に使用される。
  - ①イエロー点滅⇒1本の黄旗振動表示と同じ
  - ②イエローと黒で二分割された点滅⇒2本の黄旗振動表示と同じ
  - ③ホワイト点滅⇒白旗表示と同じ
  - ④ブルー点滅⇒青旗表示と同じ
  - ⑤グリーン点滅⇒緑旗表示と同じ
  - ⑥レッド点滅⇒赤旗表示と同じ
  - ⑦レッドの縦縞のあるイエロー点灯⇒赤の縦縞のある黄旗と同じその他の表示を行う場合は、ブリーフィングにて説明する。
- 3) 信号合図に従わないドライバーには、グループ全体としての走行中止および次回以降の走行を認めない等の罰則が適用される。

### 第19条 ドライバーの遵守事項

- 1) ヘルメットおよび安全ベルト、グローブの確実な着用。
- 2) 車両に他の者を乗せてはならない。(認められた同乗走行時を除く)
- 3) トラック走行は右回りとし、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。
- 4) ショートコース、短絡路など規定外のコースを走行してはならない。
- 5) トラック上以外の走行は危険状態を避ける場合を除いて行ってはならない。
- 6) 走行中コントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両がコースに復帰する際、ドライバーは後続車両など他車の妨害にならないように、注意して安全を確認すること。
- 7) ピットおよびコース上でのエンジンの押しがけは、禁止される。
- 8) ピットレーンでのバックギアの使用は、オフィシャルの指示による場合を除き禁止される。
- 9) 緊急の際、走行中に救急車、消火車、競技役員車、レッカー車などのサービス車両がコースを走行することや、必要な作業を行うため駐停車すること。またオフィシャルがコースに立ち入ることがあることを理解していなければならない。
- 10) コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れがあるようなトラブルが発生した場合は、無理にピットに戻るようなことはせず、直ちにコース外の安全な場所にマシンを止めなければならない。
- 11) 走行不能になった場合は、前項の規定による処置を行った後、ドライバーは直ちにコースガードレールの外側など、安全な場所に退避しなければならない

## 第20条 コースイン

- 1) 参加者は、公式タイムスケジュールに記載された時間および場内放送等の指示により、にオフィシャルの誘導によってピット前出口に整列すること。
- 2) 走行開始時刻になると、ピット出口シグナルが青色表示されコースインが可能となる。  
最初のセッション時は、マーシャルカー先導による慣熟走行となる。慣熟走行の際は、隊列を乱すことなく(およそ5車身以内の車間)走行し、追越・追抜きに類する行為は固く禁止される。
- 3) 前項の慣熟走行時に限り、同乗走行が認められる。
- 4) 慣熟走行終了の際は、マーシャルカーによる指示のもとに全車ピットインしなければならない。  
この時、同乗者を乗せている車両についてはピットレーンにて同乗者を降ろさなければ、フリー走行を行うことができない。

## 第21条 フリー走行

- 1) 前条の規定による慣熟走行の終了後ならびに2回目の走行に関しては、フリー走行とする。  
フリー走行中は、追越し・追抜に類する行為は可能であるが、他車を危険に晒すドライブ行為は行ってはならない。
- 2) 前項の規定による、他車を危険に晒すドライブ行為とは以下に規定するもののほか、GSS 本部事務局が危険と判定した行為とする。
  - ①衝突を起こしたもの
  - ②他のドライバーのコースアウトを強いるもの
  - ③他のドライバーによる正当な追越行為を妨害するもの
  - ④追越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの
  - ⑤FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 L 項第 4 章、2に違反し、その行為が危険と判定されるもの
  - ⑥走行中コントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両のドライバーがコースに復帰する際に、後続車両の走行を妨害するもの
  - ⑦明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為を行うもの
- 3) 本条の違反判定に対する抗議等は、一切受け付けない。また違反者に対しては、今後の参加を認めない。
- 4) フリー走行終了時は、コントロールラインにおいてチェッカーフラッグが提示される。チェッカーを受けた車両は、マーシャルカーに先導され東ショートカットでピットインする。なおチェッカー後の追越しは、固く禁止される。

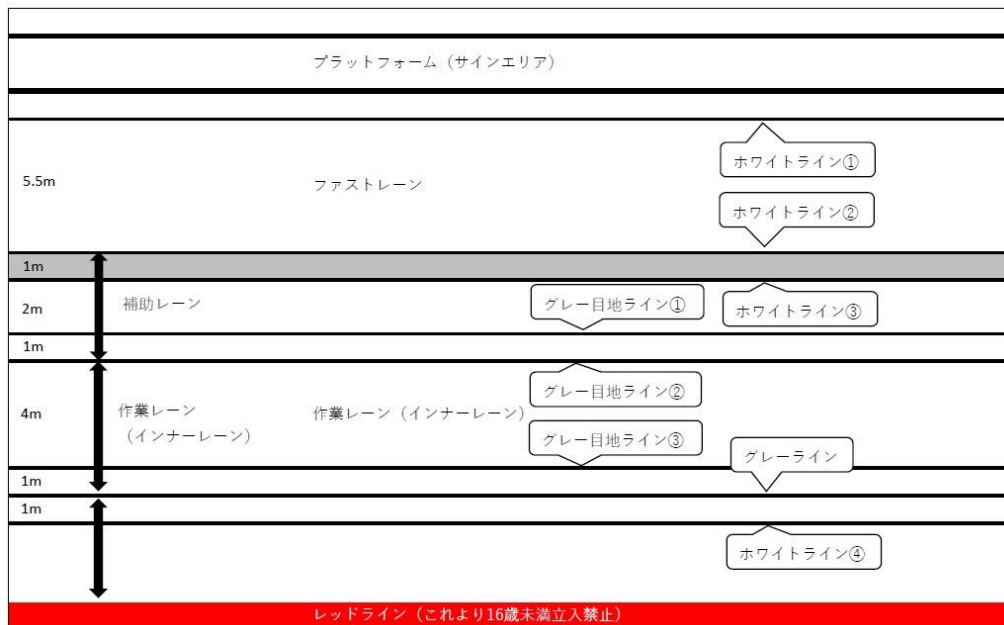
## 第22条 施設破損

本大会において、鈴鹿サーキットおよび GSS の所有する施設ならびに設備を破損した場合は、鈴鹿サーキットおよび GSS 本部事務局の指示に従いその損害を弁償しなければならない。

## 第23条 ピットレーン

### 1)フルコース走行のピットインおよびピットアウト

- ①ピットレーンに区画されたホワイトライン①とホワイトライン②の間は、ピットインおよびピットアウト専用の通路(ファストレーン)、またホワイトライン②とグレー目地ライン①の間は補助レーン、グレー目地ライン①とグレーラインの間はピット作業のための作業レーン(インナーレーン)として区別される。
  - ②ピットインする車両のドライバーは、シケイン出口より走行ラインをコース右端にとり、手または方向指示器でピットインの合図を行い、安全確認のうえピットレーンに入りファストレーンを徐行しなければならない。補助レーンや作業レーン(インナーレーン)を走行してピットインしたり、ピットアウトすることは禁止される。
  - ③ピットレーンにおける通過速度は、60km/hを上限とする。
  - ④ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置のファストレーンから作業レーン(インナーレーン)に入り、できるだけ自己のピットに近づけて車両を停止させなければならない。
  - ⑤ピットインして作業エリアに入った車両のドライバーは、ピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通貨を妨害してはならない。
  - ⑥ピットアウトする際は、ピットレーンで他の車両と並走しないこと。
  - ⑦ピットアウトしようとするときは、ファストレーンにおいてはピットインする車両に優先権があることを認識すること。
  - ⑧ピットレーンに出口のシグナルについては、以下の通りとする。
    - レッドライト点灯時  
コースインは認められない。
    - グリーンライト点灯時  
フリー走行の時間であり、ドライバーの責任においてコースインすることが可能である。
    - グリーンライトと併用して点灯するブルーライトの点滅:  
本コースから走行している車両が近づいていることを意味する。
  - ⑨ピット出口から第1コーナーにかけて引かれているライン(白線)の運用は、以下の通りとする。
    - ㊦ピットを離れピット出口から本コースに入る車両は、ラインの進行方向の左端より右側(ライン上を含む)を走行しなければならない。車両のいかなる部分もラインの進行方向の左端を超えてはならない。
    - ㊧前の規定は、本コース上を走行している車両を規制するものではない。
- 2)ピットに引かれているレッドラインから本コースよりのエリアは、16歳未満の者の立入を禁止する。



## 第 5 章 主催者の権限等

### 第 24 条 主催者権限

主催者は、以下の権限を有するものとする。

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく参加者等について選択あるいは拒否すること。
- 2) 天災地変その他事情により、大会の開催を中止すること。
- 3) GSS 本部事務局が必要と認めた場合、参加者に対し医師による診断書の提出を要求し、大会出場の健康上の理由による可否を最終的に決定すること。およびいつでも参加者のメディカルチェックを行うこと。
- 4) ゼッケンの指定やピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定すること。
- 5) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会の延期、中止、取止め、走行時間の短縮、コースの変更等を決定すること。大会が中止された場合、参加料は返金される。返金手続きについては、第 14 条第 1 項 4 号の規定が適用される。
- 6) 大会スポンサーの広告を、参加車両に貼付させること。
- 7) すべての参加者の肖像権およびその参加車両等の音声、写真、映像などを、放送（映像配信を含む）、報道、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可すること。
- 8) 本規則に規定しないことに対して、GSS 本部事務局が円滑な大会運営を目的として、最終的な決定を行うこと。



付則

第 1 条 本規則は、GSS 総会の承認を得て 2023 年 2 月 13 日より発効する。

第 2 条 本規則の改正は、GSS 総会において審議承認されることとする。

以上